

議員提出議案第3号

防災・減災、国土強靱化対策の着実な推進を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和6年7月3日

地域県土警察常任委員会

委員長 安 田 由 毅

防災・減災、国土強靱化対策の着実な推進を求める意見書

我が国は、地理的及び自然的な特性から、多くの大規模自然災害による被害を受け、自然の猛威は想像を超える悲惨な結果をもたらしてきた。本年1月、突如発生した能登半島地震は、多数の人的被害に加え、住家等の物的被害や水道等のライフラインへの被害をもたらし、未だ復旧の目途すら立っていない地域もある。ここ鳥取県においても、昨年8月に発生した令和5年台風第7号によって、河川護岸・道路が崩壊するなどの甚大な被害を受け、多くの孤立集落が発生した。このように、近年、地震や台風、局地的な豪雨、大雪等による大規模自然災害が各地で頻発している。

このような状況にあっても、当県を含む地方公共団体は、国と連携しつつ、住民の生命や身体、財産を保護し、住民生活・地域経済を守り、ひいては地域の未来を守らなければならない。そのためには、河川・砂防・海岸施設等の整備を含む流域治水対策や、高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道とのダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策、河川管理施設・道路等の老朽化対策等、あらゆる施策により国土強靱化の取組を進める必要がある。

これまでも、その取組の一部として千代川において河道掘削等が行われているが、それらが台風第7号襲来時に本川からの越流による更に深刻な事態を防止していたことなど、国土強靱化の取組の有効性は明らかである。

このような国土強靱化の取組を更に計画的に行う観点から、令和5年6月に国土強靱化基本法が改正され、国において国土強靱化実施中期計画を定めることとされた。現在の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」は、令和7年度を期限としているが、流域治水対策や道路ネットワークの整備、老朽化対策など、地域社会の強靱化を進めるために必要な対策は数多く残されており、今後も、対象事業を拡充した新たな国土強靱化実施中期計画のもと、防災・減災、国土強靱化を強力に進めていく必要がある。

以上のことから、国においては、次の事項について講じられるよう、強く要望する。

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な財源として、資材価

格の高騰や賃金水準の上昇を考慮した上で例年以上の規模で令和6年度補正予算を確保し、計画的かつ強力に事業を推進すること。

- 2 現対策期間完了後も、切れ目無く、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めるため、対象事業の拡大や要件の緩和など地方の意見を十分に反映し必要かつ十分な事業量を確保した、新たな国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。
- 3 激甚化・頻発化する大規模自然災害の脅威に対応するため、国土交通省地方整備局やその出先機関の体制を更に充実・強化し、災害対応に必要となる資機材の更なる確保に努めるとともに、地方公共団体の支援に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣 様
国 土 交 通 大 臣
内 閣 官 房 長 官
国 土 強 靱 化 担 当 大 臣
内閣府特命担当大臣（防災）